

「少年法等の一部を改正する法律案」に反対する会長声明

政府は、2005年3月1日、「少年法等の一部を改正する法律案」（以下、『少年法等「改正」法案』という。）を閣議決定し、同日、今国会に提出した。

少年法等「改正」法案は、一定の重大事件について国選付添人制度を導入した点については、不十分であるが評価できる。しかし、①触法少年及びぐ犯少年に対する警察の調査権限の付与、②少年院送致年齢の下限の撤廃、③遵守事項違反を理由とする少年院送致については、反対である。

1 触法少年及びぐ犯少年に対する警察の調査権限の付与

少年法等「改正」法案は、触法少年及びぐ犯少年（以下、「触法少年等」という。）等に対する警察官の任意調査権限を明確化し、さらに一定の強制調査権限を認める。かかる規定により、触法少年等に対して警察官は、少年、保護者に対する質問、搜索、押収などを行うことが可能になる。

この点、触法少年等については、福祉の対象として、児童相談所が優先してその調査を行うとするのが現行法の原則である。その理由は、低年齢の少年については、未熟さ、被暗示性、迎合性などの心理的特性があり、少年の生育歴を含めた事件の全容を解明するには、少年心理の専門家により、これら特性を十分に配慮した調査が必要であるからである。

しかるに、少年法等「改正」法案は、少年心理についての専門性を有しない警察官に、触法少年等の調査を委ねることを認めるものであり、教育的・福祉的対応を後退させるものであるのみならず、かえって、上記特性を持つ少年については、自白強要等不適切な取調べ等によって、真相解明が阻害される危険性が高いというべきである。

この点、重大事件の低年齢化等を理由に、捜査の専門家による事件解明の必要性を説く見解も考えられる。しかし、かかる事態が社会的事実として証明されて

いない。仮に、このような事態が社会的事実として認められるとしても、低年齢で重大事件を犯す少年にこそ問題が深いのであって、その問題解明のために教育的・福祉的対応がより求められる根拠にはなっても、警察官による調査を根拠づけるものには決してなり得ない。

したがって、触法少年等に対する警察の調査権限の付与については反対である。

2 少年院送致年齢の下限撤廃

少年法等「改正」法案は、少年院送致年齢の下限を撤廃し、法的には、小学生はおろか幼稚園児でも少年院に送致できるとの内容で「厳罰化」を進めている。

しかし、少年院における矯正教育は、集団的処遇を前提とし、少年に規範を遵守する精神を育成することを主たる目的としていると言われるが、14歳未満の少年にふさわしい処遇とはいえない。すなわち、低年齢の少年は、対人関係を築く能力が未成熟で、対人関係を前提とする規範を理解して受け容れる能力を備えていない。したがって、低年齢の少年に対しては、まずは温かい擬似家庭の中で一人の人格者として大切にされる経験をつまなければならないのであり、特に、低年齢で犯罪を犯す少年の場合には、被虐待体験を含む複雑な生育歴を持っている少年が多く、これらの少年に対しては、特に「生活のやり直し、育てなおし」を行う必要性が高い。したがって、これら低年齢の少年に対しては、現行の児童自立支援施設の処遇こそがふさわしいのである。

少年法等「改正」法案による少年院送致の下限撤廃は、再非行の防止にはまったくつながらない単なる「厳罰化」に過ぎず、反対である。

3 遵守事項違反を理由とする少年院送致

少年法等「改正」法案では、保護観察中に遵守事項に違反した場合にも少年院送致などの措置がとれる制度を設けている。

しかし、第一に、新たな非行事実がないのに、単に遵守事項違反を理由として、一旦なされた保護処分を取り消して少年院送致処分を言い渡すことは、実質的に当初の保護処分の基礎となった非行事実を再び考慮したものと言わざる

を得ず、憲法が禁止する「二重処罰」に該たる虞があり、許されない。

第二に、保護観察は、長期的な視点で少年の試行錯誤を見守り、信頼関係を築きながら、少年の自立的立ち直りを援助し、少年を更生に導いていく制度である。しかるに、遵守事項を守らなかったら少年院に収容されるという威嚇を手段として遵守事項を守ることを少年に求める制度は、保護司と少年の信頼関係を基本とする保護観察制度自体を変容させ、少年の自主的な努力による立ち直りを阻害するものといわざるを得ない。

したがって、遵守事項違反を理由とする少年院送致の導入は、保護観察制度の改悪であり、反対である。

少年法等「改正」法案については、国選付添人制度の拡充については基本的に賛成し、今後のいっそうの拡充を求めるものであるが、その余の前記各点については、現行少年法の少年に対する教育的・福祉的対応を大きく後退させるものとして、強く反対するものである。

2005年6月22日

千葉県弁護士会

会長 廣 瀬 理 夫